

「(仮称) 青森市障がい者総合プラン」の策定について

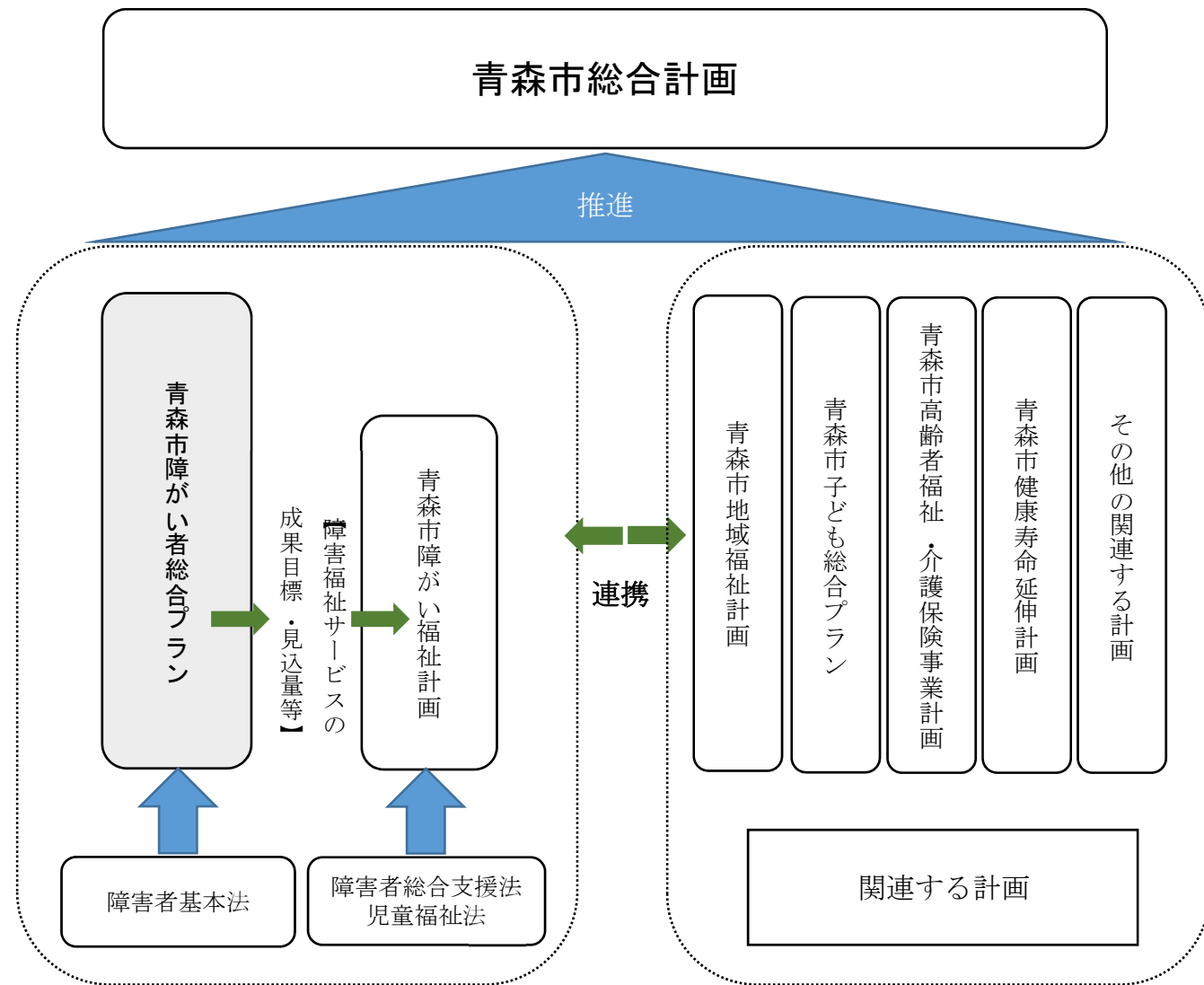
資料1

1 プラン策定理由

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、市町村が策定しなければならない障がいのある方のための施策に関する基本的な計画であり、現計画の計画期間が、令和5年度までとなっていることから、新たな「青森市障がい者総合プラン」を策定します。

2 プランの位置づけ

「青森市総合計画」における障がいのある方に関連する施策を推進するため、「青森市地域福祉計画」や「青森市子ども総合プラン」などと相互に連携しながら、障がい者施策を総合的に推進します。



3 プランの期間

青森市総合計画と合わせ、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

4 計画の体系図

現行の障がい者総合プランをベースとしながら、必要に応じて、基本理念・基本方向・施策体系・目標を含めて見直しを行います。

見直しに当たっては、国・県の動向を注視しながら、現計画のフォローアップ及びアンケート調査結果等を踏まえて行います。

【現行の体系図】

